

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	生活保護に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新見市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

岡山県新見市長

公表日

令和6年7月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>新見市は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民から生活相談を受け、生活保護の申請があった場合、世帯員全員についての利用し得る資産(預貯金・保険等)、能力その他あらゆるもの調査を実施し、要否判定を行う。その結果を受けて、保護の決定または申請の却下を判断し、保護決定(却下)通知書を申請者へ通知する。</p> <p>②世帯状況や収入により、生活保護の変更、停止、廃止を行う。</p> <p>③資産活用や不正受給等による返還金や徴収金の徴収を行う。</p> <p>④安定した職業についたことにより生活保護が廃止となった世帯からの申請を受け、世帯の保護廃止月の前6か月間における各月の就労収入額に算定率を乗じて算定した就労自立給付金を支給する。</p> <p>番号法及び番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づいて、新見市は、生活保護に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	・生活保護システム、・団体内統合宛名システム、・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表23の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号) 第15条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所総務部総務課総務係 電話:0867-72-6204
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所福祉部福祉課生活支援係 電話:0867-72-6126

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	--------------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[課題が残されている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月2日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	福祉課長 田枝 修己	福祉課長 高瀬 広視	事後	人事異動
平成28年5月2日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月17日時点	平成28年4月1日時点	事後	時点修正
平成28年5月2日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年3月25日時点	平成28年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年5月15日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年5月15日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年5月15日	I 関連情報 4.情報提供不ットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	時点修正
平成30年5月15日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	福祉課長 高瀬 広視	福祉課長 吉田 征弘	事後	人事異動
平成30年5月15日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年5月15日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年5月10日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年5月10日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年9月7日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	福祉課長 吉田 征弘	福祉課長 武田 義和	事後	人事異動
令和2年9月7日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問	新見市役所福祉部福祉課社会福祉係	新見市役所福祉部福祉課生活支援係	事後	係名変更
令和2年9月7日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年9月7日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月24日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月24日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月24日	I 関連情報 4.情報提供不ットワークシステムによる情報連	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	令和3年9月1日番号法の改正に伴う修正
令和4年7月8日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	福祉課長 武田 義和	福祉課長 清水 健治	事後	人事異動
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年7月7日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年7月7日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年7月11日	I 関連情報 1. 特定個人ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法の別表第二に基づいて、新見市は、生活保護に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	番号法及び番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づいて、新見市は、生活保護に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年7月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の15の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一命令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表23の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第15条	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年7月11日	I 関連情報 4. 情報提供不ットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、38、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、109の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年7月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉課長 清水 健治	福祉課長	事後	
令和6年7月11日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年7月11日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正